

## 告 示

### 埼玉県告示第千四十九号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第三十条の二第二項の規定により、三郷市から三郷市の区域内において行われた草加都市計画事業三郷インター南部土地区画整理事業について環境影響評価事後調査書の提出があったので、同条例第三十条の三の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和四年十月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県越谷環境管理事務所

三郷市まちづくり事業課

八潮市都市計画課

#### 二 縦覧の期間

令和四年十月十一日（火）から令和四年十一月十一日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）